

大分県報

令和四年
第三六七号
十二月十三日

（火曜日）

目次

告示	生活保護法等による医療機関の指定.....一
告示	生活保護法等による指定医療機関の廃止.....二
公告	指定予定保安林（三件）.....三
公告	所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示.....三

○告示

大分県告示第四百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和四年十二月十三日

大分県知事 広瀬 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
釘宮整形外科クリニック	医療法人真成会	別府市鶴見九一四	令 四・一・一
ひいろ調剤薬局大貞店	株式会社ひいろ	中津市大字大貞三七一一五二	令 四・一・一

恵の聖母の家	社会福祉法人聖母の騎士会	白杵市野津町大字都原字下丸尾 三六〇一―二	令 四・一・一
安倍内科医院	医療法人安倍内科医院	別府市大字鶴見九三六番地の一	令 四・一・一
里見医院	医療法人英然会	中津市中央町一丁目八番三六号	令 四・一・一
向心会大貞病院	医療法人向心会大貞病院	中津市大字中原八番地	令 四・一・一
北崎医院	医療法人北崎医院	別府市青山町七―六五	令 四・一・一
東内科医院	医療法人東内科医院	佐伯市中村東町六番一―号	令 四・一・一
井上鶴川堂	医療法人井上鶴川堂	日田市大鶴本町八四一―一	令 三・六・一
サンククリニック	医療法人新生会	豊後高田市見目三九一五番地一	令 四・一・一
女島調剤薬局	株式会社下川薬局	佐伯市大字女島六八七三番地の一	令 四・一・一
株式会社喜久屋薬局 局田島店	株式会社喜久屋薬局	日田市田島二丁目四―六	令 四・一・一

大分県告示第四百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和四年十二月十三日

大分県知事 広瀬 貞

令和四年十二月十三日

大分県報（告示）

一

部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和四年十二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

白杵市大字武山字藤ヶ谷三四五番三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに白杵市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和四年十二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

由布市庄内町阿蘇野字高津原二八三四番から二八三七番まで、二八三九番から二八四三番まで、字浦野三〇〇四番一、三〇〇五番一、三〇〇五番五、三〇〇七番から三〇〇九番まで、三〇一二番から三〇一四番まで、三〇一八番、三〇一九番、三〇二二番、三〇二二番、三〇二五番、三〇二九番、三〇三一番、三〇三二番一、三〇三二番二、三〇三三番

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
末永耳鼻咽喉科医 院	末永 真比古	宇佐市大字上時枝一九八番地の 二	令 四・一〇・七
東洋漢方中央薬局	河野 順	別府市楠町八番六号	令 四・七・三一
(有)西野薬局	有限会社西野薬 局	中津市新博多町一七一	令 四・九・二六

大分県告示第四百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和四年十二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字小野字森ノ上一三三五番一、一三三五番三、字池ノ本一三三八二番一、一三八二番二、一三八六番、一三八九番一、字カグメ石一四四七番、一四四九番、一四五一番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字森ノ上一三三五番三・字池ノ本一三三八二番一・一三八六番・一三八九番一・字カグメ石一四四七番・一四四九番・一四五一番（以上七筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産

一、三〇三四番、三〇三六番一、三〇三七番一、三〇三九番から三〇四一番まで、三〇四二番一、三〇四四番一、三〇四七番から三〇五〇番まで、三〇五二番から三〇五四番まで

二 指定の目的
水源の涵養かん

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○公 告

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。

令和四年十二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

所在の不明な者の氏名	掲示場所
野田 文治	国東市役所

二 通知の要旨

令和四年十一月十一日付け大分県告示第四百四十七号により行った森林法第三十条の二第一項の規定による通知

令和四年十二月十三日

大分県報（告示・公告）